

第25期第8回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月8日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流広場
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 特定都市農地貸付けの承認について (第1号)
(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第2号)
(3) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可に
ついて (第3号)
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第4～8号)
- 2 協 議 (1) 令和5年度農地パトロール結果について
(2) 令和6年度練馬区農業委員会活動指針(案)および令和6年度
最適化活動目標の設定(案)について
- 3 報 告 (1) 特定都市農地貸付けにおける報告書の提出について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 4 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。これより第25期第8回練馬区農業委員会総会を開催します。よろしく申し上げます。

事務局 ただいまの出席委員数は16名、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は渡邊仁委員と相原和彦委員に申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「特定都市農地貸付けの承認について」です。令和6年1月29日に標記の申請があり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、下記の通り承認する。

【申請者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 篠貞夫委員から報告をお願いします。

篠貞夫委員 2月21日事務局2名と調査に行きました。こちらは平成2年から市民農園として一般の方に貸付けが行われています。現在は新しい借受人を募集中のため作付けはされていませんでした。境界は周りが道路と一部宅地に隣接し、特に問題はありません。以前貸付けされていた部分を今後他の事業に利用するとのことで、農地から外れています。その部分との境界表示がありませんでしたので、杭等で表示をするよう話しました。今後柵を設けるとのこと

です。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに18ページです。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和6年1月22日に標記の申請があり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、練馬区長から事業計画の認定について協議があった。申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記の通り決定する。

【申請者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは相原和彦委員から報告をお願いします。

相原和彦委員 2月22日事務局2名と調査に行ってきました。畑は綺麗に耕されていました。今後はサツマイモを作付けし、収穫体験をする計画とのこと。畑の作業は5月に苗植えをし、週に1, 2回程度とのこと。境界は確認できておりますが、隣接地が所有者の畑になっており、その間は石等ではなくブロックの切れ目を目印にして確認できるようになっていました。所有者の方の1割従事について

は隣接地を耕作しており、確認できるとのことで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎 賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

田中 聖晃 委員 土地の一部が調査対象ですが、こうした場合は対象地の測量をされているのでしょうか。

事務局 方法はお任せしておりますが、基本的に測量をお願いしています。

田中 聖晃 委員 分かりました。ありがとうございます。

尾崎 賀一 会長 他に質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。

議案第3号、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項（農地の権利移動の制限）に基づく許可について」です。令和6年2月20日に標記の許可申請があり、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記の通り使用貸借による権利の設定を許可する。

【譲受人や譲渡人、土地の所在、地籍等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 事務局から報告をお願いします。

事務局 2月22日に現地調査に行ってきました。作付けはされていませんでしたが、レモンが植えられ、防草シートで管理されていまして。境界は確認できました。今後年間計画に沿って作付けされるとのこと。特に問題はありません。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)

つぎに32ページです。
議案第4号、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年2月20日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員から報告をお願いします。

保戸塚武彦委員 2月20日に、事務局2名と調査に行ってきました。土地の形が複雑なのは区画整理があったためです。こちらの畑ではネギやハクサイ、カリフラワー等が作付けされ、(4)の畑ではミカンやア

マナツが植わっていました。販売先は露地販売と板橋の販売所が90%とのこと。境界は全て確認できました。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。

議案第5号について事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年2月21日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは私から報告をします。2月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。北の道路側から露地野菜が作付けされ、南側にはナツミカンが1本、ミカンが3本、ゆずが1本植わっていました。畑はダイコンやネギ、ホウレンソウ等が作付けされ、全体の3分の1は耕してあり、これから春ジャガを作付け予定とのこと。境界について角の3か所は杭が確認できましたが、南東の1か所は隣接地が工事中のため、工事が終わった後に杭が入る予定です。販売は自家消費と近隣への配布です。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願いします。

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに36ページです。

議案第6号について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年2月21日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

それでは私から報告します。2月21日事務局1名と調査に行ってきました。こちらの農地は南側に自宅、東側から南側にかけて宅地化農地があります。畑の西側にミカンが6本植わっており、残りの部分にはハクサイやダイコンの取り残しがあり、夏の栽培跡がありました。一年かけて季節の野菜を作付けされ、耕して綺麗になっている部分にこれから春ジャガを作付けされるとのこと。販売についてコロナ前は無人販売所を設けていたそうですが、現在は自家消費と近隣住民へ配っているそうです。境界は南側の外水道がある場所のみ分かりづらいため、印をつけるよう伝えました。よろしくお願いします。

質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。

議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。議案第7号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、櫻井祐次委員は退席をお願いします。令和6年2月21日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

それでは私から報告します。2月21日、事務局1名と調査に行ってきました。こちらは果樹が植わっており、北側にはブドウ（藤みのり）やキウイ（東京ゴールド）、南側にはブルーベリーが70本植わっています。防草シートを敷き、ネットで囲われ、よく管理されています。販売は自宅横の販売所とブルーベリーやブドウは季節を迎えると、もぎ取りをしているとのこと。境界については全て確認できました。よろしくをお願いします。

質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで櫻井祐次委員にお戻りいただきます。

次に40ページです。

議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年2月22日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは相原和彦委員、お願いします。

相原和彦委員 2月22日に、事務局2名と調査へ行ってきました。3年前の調査では宅地化農地だった部分が駐車場になり、全体が生産緑地になったとのこと。こちらの畑はキンカンが16本、レモンと柑橘類の苗木が10本植わっておりました。その他にダイコンが作付けされていきました。空いている部分は耕されており、隅に簡易な作りでトラクターを入れる部分がありました。指摘があった場合は対応が必要なことを伝えました。販売先はキンカンがJA直売所、他は自家消費とのこと。境界は一つを除いて確認できました。一つは土に埋まって確認できませんでした。以前雑草が繁茂していた部分が耕されており、少し草が残っていましたが、引き続き綺麗にさせていただくよう伝えました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 令和5年度の農地パトロール結果についての最終報告です。

1 文書指導を実施する地区は5地区です。

【5地区について、対象地、所有者、指導内容など説明】

2 事務局にて経過を見つつ指導を行う地区は15地区です。

【15地区について、対象地、所有者、指導内容など説明】

3 文書指導案です。43ページをご覧ください。指導対象とした生産緑地地区の農地所有者へ、農業委員会会長名で指導文書を発出するものです。1 改善を要する農地、2 改善を要する事項には、所有者の情報等を記載します。3 改善されない場合に生じうる事項は記載のとおりです。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。

加藤直正委員 納税猶予の適用がある場合、農業委員会の3年毎調査に上がっているはずですが、状況次第で納税猶予のための証明書が出せない可能性があることも伝えているのでしょうか。

事務局 そのようなお話も伝えております。

加藤直正委員 そうなりますと遡って税金を支払う事態になる可能性、危機感などをお分かりになっているということですね。

事務局	そのようなお話も伝えております。実際に昨年、一昨年の農地パトロール時に状況を確認し、丁寧な説明をしまして、現在は日々管理できている地区もあります。
尾崎賀一会長	他に農地パトロールについての質問でも結構ですし、何かございますか。
加藤直正委員	パトロールの指摘事項を受けている方について、これまで何回か指導があった上でのこととは思いますが、農業者にもいろいろな事情があると思います。今後こちらで何かアドバイスや協力できることがないかと思っています。
事務局	ご指摘通り、それぞれご事情があり、それに合わせて相談に乗っております。以前のケースでは納税猶予証明の調査直前に少し荒れている状態でしたが、パトロール部会の委員の方々にもご協力いただき、3年間の作付け計画などを含みました営農計画書を作り、ご本人とお話しましたところ、これまで改善されています。きちんと営農したいという気持ちはあるが、具体的な技術面で悩まれている方でしたので、サポートを続けています。一方で、ご本人にお考えがあり、なかなかこちらのお話を聞き入れていただけない、改善に向かっただけでない方もいらっしゃいます。事務局としても一番いい形は何かを考えながら引き続き進めていくと同時に、地域委員の皆様にも機会がありましたら少しでも改善に向かっていくような働きかけをお願いできましたらと思います。
加藤直正委員	指摘をするだけでなく、例えばJA東京あおぼと3者でできるような中長期的斡旋等、協力できることはないのでしょうか。

事 務 局	おっしゃる通り、農業者の方の課題に対し、行政だけでは満たせないメニューをJAが提供、対応できることもあると思います。そこは引き続き連携していきます。また今回のような何年も連続して文書指導を受けている例は、デメリットについてお伝えしておりますが、ご自分の営農スタイルを貫かれております。しかしながら引き続き丁寧にお話を伺い、農地を残す術はないか取り組んでおります。
尾 崎 賀 一 会 長	実際納税猶予に関わる土地であると話も進みやすいですが、生産緑地だけだと、なかなか話もしにくい部分もあるみたいです。他の方から何かありますか。
宮 部 光 夫 委 員	先日農地パトロールで指摘されている標識を認識しました。指摘事項から削除いただければ、と思います。
事 務 局	標識設置に関しましては担当部署の都市計画課へ情報提供しておりますので、改善が図られたことと思います。今後指導することはありません。貴重な情報をありがとうございました。
尾 崎 賀 一 会 長	以上よろしいでしょうか。
荘 埜 晃 一 委 員	事例の中で納税猶予も受けておらず、特定生産緑地も申請していない農地が調査の対象になるのでしょうか。
尾 崎 賀 一 会 長	生産緑地の30年が経過し、特定生産緑地には該当しませんが生産緑地として継続している状態だと把握しています。
荘 埜 晃 一 委 員	10年の継続には乗らないのですか。

事 務 局	<p>会長からのお話の通り、30年の期限が切れた後に特定生産緑地には該当せず、生産緑地としての位置づけは保たれます。変わるの は税制優遇が段階的になくなっていくということです。</p>
荘 埜 晃 一 委 員	<p>理解しました。ありがとうございます。</p>
尾 崎 会 長	<p>続きまして44ページ、こちらも協議事項になります。</p>
事 務 局	<p>令和6年度練馬区農業委員会活動指針（案）についてです。44ページをお願いします。農林水産省より事務連絡がありました。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。この際、農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないと記載されています。この通知を受けて昨年度末に、令和5年度の練馬区農業委員会活動指針を策定しました。本日はこの活動指針を令和6年度のものとして更新するべく事務局にて案を作成しました。また、農業委員会は最適化活動の成果目標および活動目標を設定し、具体的な状況について最適化活動の目標に照らして、点検評価を行った上で公表することが重要であるとされています。こちらに対応するものとして最適化活動の目標の設定案を用意しました。いずれも東京都農業会議から一定の考え方が示されており、これに沿って策定、公表してきたものです。本日は6年度版の案につきまして内容のご確認と協議をお願い致します。</p> <p>令和6年度 練馬区農業委員会活動指針（案）です。</p> <p>1 基本方針です。新たに記載したい内容です。</p> <p>特に生産緑地の貸借は、農地保全や担い手不足の解消に効果的で</p>

あり、一層の拡充が望まれるが、農業者の中には農地を貸すことに対する不安を持つ方も多く、引き続き農地所有者への的確な周知活動が求められているとしました。

2 重点活動内容の（１）～（４）については従前のものを踏まえた書き方にしてあります。（５）として農業者の営農状況の把握について新たに記載する案としました。「ＪＡ東京あおばが実施する全戸訪問と連携し、営農を支援するために必要となる情報を収集し、個々の営農状況の把握に努める」といたしました。

3 その他の活動は、例年の活動計画と同様の記載です。

令和６年度最適化活動の目標案の設定についてです。

令和６年度の最適化活動の目標案の設定について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

【最適化活動の目標案の設定等について説明】

事務局からは説明は以上です。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願ひします。

橋本良子委員 45ページに対策に対する周知活動を求めるという文言がありますが、これまでも皆さんは活動されてきたと思われ、もっと根本的な問題、課題があるのではと思うのですが、それに対して区としての取組みはあるのでしょうか。

事務局 生産緑地がほぼすべての農地を占めている練馬区において、その管理維持にご苦勞されている農業者に対し、ご意向を確認し、農地を継続していくためにどのようにすべきかの情報収集は常々しております。区はＪＡ東京あおばや農業委員会の皆様とも連携し、今回改めて賃借を活用すべき有効な手段として基本方針に入

れました。区単独で動くというよりは農地に関わる三者が連携して取り組みたく表記しました。

橋本良子委員 ありがとうございます。

事務局 他に質問はございますか。

荘埜晃一委員 直接関係ないかもしれませんが、他の行政には農業経営者クラブなるものがあると聞いていますが、これは農業委員会と関連しているのか、もし農業委員会と紐づいているのであれば、どのような組織運営なのか、練馬にないので他行政との違いを教えてください。

事務局 そのような経営クラブがあることは承知しておりますが、現時点でご説明できるような資料、知識がないため、確認したうえで後日個別にお話しできれば、と思います。

荘埜晃一委員 はい、ありがとうございます。

尾崎賀一会長 他にございますか。なければ以上になります。
よろしく申し上げます。

続きまして52ページ、報告事項です。事務局から説明願います。

事務局 「特定都市農地貸付における賃貸借契約の更新について」です。
令和6年2月21日付で標記の申請があり、下記の通り確認したので報告する。

【申請者、農地所在地、所有者、契約期間等について説明】

今回は契約期間の更新のみであり、農業委員会の承認が必要な変更がありませんので報告とさせていただきます。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問はございますか。それではよろしくお願いたします。

次に58ページ、報告事項です。事務局から説明願います。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」
練馬区長から農業委員会会長宛、生産緑地の斡旋情報の周知について依頼があったため下記の通り報告する。今回は2件です。

【あっせん生産緑地、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら願いたします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。それではよろしくお願いたします。

続きまして62ページ報告事項です。事務局から説明願います。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について」
です。令和6年2月に届出のあった農地の転用についてのご報告です。

【届出件数、面積等について報告】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは続いて1枚目次第をお願いたします。

次は3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまから何かございますか。

(発言なし)

それでは以上で第8回総会を終了します。

会長

署名人

署名人